

令和元年度包括外部監査結果に係る措置の状況(令和3年3月31日現在)

《措置実施》

区分

34 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名: 天狗岩用水維持管理負担金

所管課: 農村整備課

公表日: 令和2年8月6日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
報告書ページ 92 負担金を支出している以上、支出負担金の用途、及び効果の測定も含め、総代会への出席、及び事業報告書を入手すべきである。	事業報告書については、天狗岩堰土地改良区へ依頼し、今後は提供されることとなった。総代会への出席についても依頼したところ、次回からの出席について前向きに検討する旨の回答があった。

区分

44 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名: 前橋岡本太郎展実行委員会への負担金

所管課: 文化国際課

公表日: 令和2年8月6日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
報告書ページ 115 前橋岡本太郎実行委員会の事務局長はアーツ前橋の副館長であり、実際の事務を前橋市職員が担っていることを鑑みると、1月14日に事業が終了してから半年以上経過しても解散手続きが終了していないのは遅すぎるのではないかと考える。市としても、令和元年度に残金の受け入れがあることを承知しているのであるから、催促を行う等の措置を講じるべきである。	令和元年度末で、所定の手続きは終了する。今後、同様な形態で事業を実施する際には、ご指摘のとおり、適正な事務処理を行う。

区分

45 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名: アートによる文化交流推進実行委員会への負担金

所管課: 文化国際課

公表日: 令和2年8月6日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
報告書ページ 116 決算を早期に完了するよう指導すべきである。	ご指摘の内容をふまえ、収支管理を見直し、平成30年度・令和元年度分の決算の確定から負担金返還を早期に完了するよう指導し、当該事務処理は、令和元年度中に終了している。今後、同様の事例が発生することのないように、実行委員会の適正な事務処理に努めることとする。

区分

46 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名: 「前橋市民芸術文化祭」及び「まえばし和の文化の集い」実施に関する助成金

所管課: 文化国際課

公表日: 令和2年8月6日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
報告書ページ 120 同一の事業に対して、補助金と負担金の双方を交付することは、資金使途が不明確になるため、極力避けるべきである。やむを得ず双方を交付する際には、交付する時点において対象経費の費目(人件費、会場使用料など)を明らかにし、重複することがないようにすべきである。また、事業実施後には、事業の収支報告書を入手し、運営費補助金及び交付金の資金使途を確認する必要があると考える。	令和2年度予算より、運営費を補助金、事業費を負担金と交付金の線引きを明確にした。以前から、事業収支報告書は入手していたが、交付の変更により、今後はよりスムーズな確認が可能となった。

区分

47 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名: アートによる対話を考える実行委員会への負担金

所管課: 文化国際課

公表日: 令和2年8月6日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
報告書ページ 123 決算を早期に完了するよう指導すべきである。	ご指摘の内容をふまえ、収支管理を見直し、令和元年度分の決算の確定から負担金返還を早期に完了するよう指導し、令和元年度文化庁補助金額確定後、当該事務処理は、令和元年度中に終了している。今後、同様の事例が発生することのないように、実行委員会の適正な事務処理に努めることとする。

区分

52 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名: 前橋・赤城スローシティフェスタ実行委員会負担金

所管課: 観光振興課

公表日: 令和2年8月6日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
報告書ページ 141 あくまでも実行委員会が主催で行うものであることから、実行委員会は議論を行うに十分な回数の会議体を開催すべきである。	ご指摘のとおり、実行委員会での議論は事業や予算などについて協議を行った1回のみで、具体の事業内容等については事務局を務めたNPO法人赤城自然塾において検討がされ、必要に応じて各実行委員との相談・協議において議論されていた。今後は、実行委員会を開催して協議を行うよう対応する。

区分

57 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名：消防団運営交付金

所管課：消防局

公表日：令和2年8月6日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
報告書ページ 154 「運営費」と「維持管理費」の費用の支出目的が相違している事例があり、平成28年度に前橋市監査委員により実施された消防団運営交付金監査においても、同様の指摘がなされており、市は交付金先の消防団に対して交付金を対象経費以外に交付することのないように指導を徹底すべきである。具体的には、現在使用しているチェックリストの活用を徹底し、収支報告書等への添付を義務付けるべきである。	消防団役員会議において監査結果を伝達し、チェックリストにより交付金の充当先が対象経費となっているか確認するとともに、交付金対象経費が不明な場合は消防団事務局に相談するよう周知した。また、経理簿へチェックリストを添付するよう周知した。

区分

58 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名：消防団運営交付金

所管課：消防局

公表日：令和2年8月6日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
報告書ページ 154 市は収入支出報告書と経理簿の前期繰越金額を確認し、一致していない場合には、各部に対して修正を依頼し、繰越残高の一致した収入支出報告書を提出するよう指導すべきである。	消防団役員会議において、監査結果を伝達するとともに、記載間違えのないよう注意喚起した。また、消防団事務局にて消防団から提出された収入支出報告書及び経理簿を確認し、修正が必要な場合は修正するよう指示した。

区分

59 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名：消防団運営交付金

所管課：消防局

公表日：令和2年8月6日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 154</p> <p>消防団各部における費用支出は各年度に支給される運営交付金内で対応すべきあるため、交付金の支給日と消防団各部の経理簿の収入日に相違がある場合、市は、当該原因を調査した上で、各方面団に支給された交付金が、各部に迅速に配分されるように指導を徹底すべきである。</p>	<p>消防団役員会議において、各分団長に対して、運営交付金受領後、速やかに各部に交付するよう依頼した。また、各部についても運営交付金受領後、速やかに運営経理簿に記載するよう周知した。</p>

区分

62 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

監査結果

指摘事項名：消防団運営交付金

所管課：消防局

公表日：令和2年8月6日

監査結果(指摘事項)	措置(時期、内容、方法等)
<p>報告書ページ 154</p> <p>収入支出報告書において、「年度」、「地区名」、「承認日」は必ず記載すべき項目であるから、収入支出報告書の記載に不備がある場合には、交付先団体に修正を依頼し、修正を確認した上で、市として承認すべきである。</p> <p>また、女性消防隊交付金整理簿の摘要記載内容と証拠書類となる領収書の整合性を確認し、内容が整合していない場合には、交付先団体に修正を依頼し、修正を確認した上で、収入支出報告書等を承認すべきである。</p>	<p>記載の不備等がある場合は、交付先の消防分団へ修正を依頼し、事務局で確認した上で、承認することとした。</p> <p>交付金整理簿の摘要記載内容と領収書の整合性を確認し、一致していない場合は、交付先の消防分団へ修正依頼をする。その後、事務局がすべて確認した上で、収入支出報告書を承認することとした。</p>

令和元年度包括外部監査結果(意見)に係る措置の状況(令和3年3月31日現在)

区分

1 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 負担金・交付金等の定期的な見直しについて

所管課: 財政課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 7 負担金・交付金等について、その必要性、妥当性、効率性等の観点から、定期的に見直しを行う仕組みづくりが望まれる。現状では、予算策定プロセスの中で、負担金・交付金等の必要性等についての検討が行われているとの説明も受けたが、限られた時間の中で十分な検討を行うことが難しいのではないかと想定する。「前橋市行財政改革推進計画(平成25年度～平成27年度)」の中で実施したサマーレビューのような仕組みを用いて、負担金・交付金等の見直しを定期的に行う仕組みを作ることが望ましいと考える。	今年度のサマーレビューを進める中で、過去のサマーレビュー結果の再点検を行うとともに、現在の事業の廃止や縮小を検討することとしており、負担金や交付金の予算も含んだ見直しを行う。

区分

2 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 金額等の算定根拠の文書化について

所管課: 行政管理課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 10 金額の算定根拠について、後から確認できるように文書で保管することが望まれる。	負担金・交付金等の算定根拠については、毎年度交付の必要性や金額に見直しを行うことが必要であるため、文書等により保存するよう全庁周知した。

区分

3 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 他会計負担金に関する金額の確認について

所管課: 行政管理課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 11 金額の算定を前橋市公営企業管理者が行っているものであるとはいえ、あくまでも別の主体であり、また誤りを防止する観点からも、担当課としても算定方法の理解を行ったうえで、一定のチェックを行うことが望ましいと考える。	公営企業管理者からの通知額その他、その算出根拠となる資料を入力し、再度担当課としても通知額と算出根拠の数字が一致するか等内容を確認・精査するように取り組むこととした。

区分

4 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 公立大学法人前橋工科大学運営費交付金

所管課: 行政管理課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 17 確かに効率化を継続的に行うことには限界があるとも言えるが、法人化初年度の翌年度である平成26年度から起算して5年間しか効率化係数が適用されておらず、合計しても5%の削減率である。効率化対象経費には、消耗品・印刷製本費・旅費・備品・通信運搬費・光熱水費・修繕費などの経費費目が含まれており、本来、効率化の余地がある経費として効率化係数を適用することとなった経緯を考えると、調達先の選定などにより、さらにコスト削減を行った大学運営が可能ではないのかと考える。	令和元年度～令和6年度(第二期)6年間の運営費交付金の算定ルールは、効率化対象経費では、効率化係数(Δ1%)を適用していないが、効率化対象経費の6年間の総額は、第一期6年間の総額よりも減額しており、6年間を通じてコスト削減に取り組んでいくものとしている。今後想定される経常的経費の増額分については、大学の自主財源、目的積立金の取り崩し等により対応するとともに、中期目標による指示に基づき、管理的経費の抑制が図られているか確認をしておくこととする。

区分

5 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：北関東中核都市連携会議負担金

所管課：政策推進課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 21 きたかんマルシェの主要目的が北関東4市による物産展を通じた魅力アップであることを考えると、出店店舗の選別などにより売上高合計額をより向上させる努力が望まれる。	今年度のきたかんマルシェは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置として開催中止を決定している。次年度以降の開催に向け、これまでの来場者アンケートの結果等を踏まえながら、より費用対効果の高いイベントになるよう、水戸市、宇都宮市、高崎市と協議していく。

区分

6 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：政策部長の管外出張に係る他団体負担金

所管課：政策推進課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 22 負担金の支出目的に応じた復命書を作成することが求められる。また視察研修会自体がこの支出目的に合致しないものであるのならば、今後の支出の要否を検討すべきである。	復命書は、前橋市職員服務規程の規定に基づき作成しているが、今後はご意見を踏まえたいと思う。また、今回の出張は継続用務ではないが、引き続き管外出張については、費用対効果を検証した上で支出の要否をその都度検討する。

区分

7 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 前橋市プロスポーツクラブ活動支援交付金

所管課: 未来の芽創造課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 25</p> <p>実績報告は、交付金の有効性を確認するために必要な書類と考えられ、どのように交付金を使用したかを把握することによって有効性の検証ができるものと考えられる。具体的な支出内容についても記載を求めることが望ましい。</p>	<p>有効性の検証はもちろんのこと、寄附金を活用した事業であるため、用途を把握することは重要だと考える。</p> <p>そのため、令和元年度の実績報告書から具体的に支出内容を記載してもらっている。</p>

区分

8 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 前橋・光のまちづくり連絡協議会実施事業に係る負担金

所管課: 未来の芽創造課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 26</p> <p>引き続き多くの資源を対象として抽出するとともに、期間についても柔軟に検討することが望ましい。</p>	<p>ライトアップに限らず、イルミネーションなど様々な方法を用いて市内資源を対象に事業実施していくことを検討する。</p> <p>実施期間についても、関係団体や地域住民の声を聞きながら柔軟に対応する。</p>

区分

9 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：前橋市自治会連合会交付金

所管課：生活課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 38</p> <p>交付対象となる事業及び経費について、交付要項により具体的な記載をすることが望ましい。</p>	<p>令和2年度版交付要項から具体的な記載とした。</p>

区分

10 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：前橋人権擁護委員協議会負担金

所管課：生活課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 39</p> <p>算出方法を見直し、協議会の運営に要する費用の一定割合を負担する等、実際の経費額に応じた負担金の金額とすることを検討することが望まれる。</p>	<p>令和2年5月14日付けで、協議会に対し、負担金の算出方法などの検討について通知済。</p>

区分

11 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 前橋市富士見地区都市農村交流事業交付金

所管課: 富士見支所地域振興課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 45</p> <p>例えば倶楽部会員から会費を徴収して運営費をある程度まかなっていき等、負担金のあり方や金額について検討する必要があるのではないかと考えられる。</p>	<p>会費の増額等による自主財源の大幅な増額は困難と考えられる。事業内容の見直しや自主財源の確保策など、団体と継続して検討していく。</p>

区分

12 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 前橋市戦没者追悼式実行委員会負担金

所管課: 社会福祉課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 47</p> <p>前橋市戦没者に対して追悼の誠をささげるとともに、世界の恒久平和の確立を祈念する、という趣旨を鑑みるに、遺族の方にとどまらず、広く参列者が参列されるような式典とすることが望まれる。趣旨を達成できるような戦没者追悼式のあり方について検討することが望まれる。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた今後の追悼式の実施方法について検討していく。また本市の平和事業について整理していく。</p>

区分

13 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 「社会を明るくする運動」前橋市推進委員会負担金

所管課: 社会福祉課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 48 負担金の金額について見直しを行うとともに、定額の支給とするのではなく、実際に事業としてかかった経費の一定割合を負担する等の算定方法の導入を検討することが望まれる。	負担金等の算出根拠について、負担の必要性や金額の見直しを検討したうえで文書化し、保存していく。

区分

14 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 広域保育負担金(自治体)

所管課: 子育て施設課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 50 現在障害者の利用する地域生活支援センターについて、前橋市と高崎市については、前橋・高崎連携事業に準じて相互免除で処理されている。各市町村で委託する児童の数と受託する園児の数がある程度同水準である必要があるが、利用実績等を検討しながら相互免除や、相殺という手法を検討することも望ましいと考える。	請求業務の効率化については、各市町村それぞれにおいて定める保育料が違っていると共に、受託児童、委託児童の人数に差異があり、現状において、係る費用格差は大きい。また、委託・受託の状況は毎年変化していくものであり、市町村を跨いだ利用は生活圏の関係からどちらかに偏重の傾向も見られるため、他市の理解も得にくいことから「相殺」及び「相互免除」の考え方に馴染まないと考える。

区分

15 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: スポーツ振興センター負担金

所管課: 子育て施設課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 53 適時適切な見直しを行うため、市として金額を決定した根拠について文書化が必要である。また、定期的に見直しを行い、その時の状況に応じた徴収額を検討することが望まれる。	保護者負担金については、慣例となっている状態であり、長年同額で推移している。今後は近年の状況を踏まえ、改めて負担金額の設定を行うこととする。また、負担額の設定の根拠について不明になることが無いよう、令和2年度の負担金額より、伺いにより意思決定の文章化を行っている。

区分

16 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 伊勢崎市地域活動支援センター利用者に係る市町村負担金

所管課: 障害福祉課

公表日: 令和3年3月31日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 56 前橋市内の地域活動支援センターの他市利用が相対的に少ないことについて、利用者に対するアンケート調査等を実施し、原因の分析を行うことが望まれる。	市外の地域活動支援センター利用者に対しアンケートを行い、原因について確認した。市外利用者の利用理由として最も多いのが、グループホーム(GH)への入所であった。住所を移さずに他市のGHに入所している、または住所を移していたとしても居住者特例により前橋市が負担をしなければならないため、GHの付近に地域活動支援センターがある場合は、利用率が高くなる。同様に前橋市でも地域活動支援センターの付近にGHができ、今年度については他市利用が4名増えた。以上より、前橋市の地域活動支援センターの利用について、なんらかのハードルがあるわけではないと考える。今後も利用者が市内外にかかわらず、通所したい施設を選択し通えるよう、他市と連携をとっていきたい。

区分

17 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：地域活動支援センターよしおか利用者に係る市町村負担金

所管課：障害福祉課

公表日：令和3年3月31日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 58 前橋市内の地域活動支援センターの他市利用が相対的に少ないことについて、利用者に対するアンケート調査等を実施し、原因の分析を行うことが望まれる。	市外の地域活動支援センター利用者に対しアンケートを行い、原因について確認した。市外利用者の利用理由として最も多いのが、グループホーム(GH)への入所であった。住所を移さずに他市のGHに入所している、または住所を移していたとしても居住者特例により前橋市が負担をしなければならないため、GHの付近に地域活動支援センターがある場合は、利用率が高くなる。同様に前橋市でも地域活動支援センターの付近にGHができ、今年度については他市利用が4名増えた。以上より、前橋市の地域活動支援センターの利用について、なんらかのハードルがあるわけではないと考える。今後も利用者が市内外にかかわらず、通所したい施設を選択し通えるよう、他市と連携をとっていききたい。

区分

18 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：渋川市地域活動支援センター利用者負担金

所管課：障害福祉課

公表日：令和3年3月31日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 59 前橋市内の地域活動支援センターの他市利用が相対的に少ないことについて、利用者に対するアンケート調査等を実施し、原因の分析を行うことが望まれる。	市外の地域活動支援センター利用者に対しアンケートを行い、原因について確認した。市外利用者の利用理由として最も多いのが、グループホーム(GH)への入所であった。住所を移さずに他市のGHに入所している、または住所を移していたとしても居住者特例により前橋市が負担をしなければならないため、GHの付近に地域活動支援センターがある場合は、利用率が高くなる。同様に前橋市でも地域活動支援センターの付近にGHができ、今年度については他市利用が4名増えた。以上より、前橋市の地域活動支援センターの利用について、なんらかのハードルがあるわけではないと考える。今後も利用者が市内外にかかわらず、通所したい施設を選択し通えるよう、他市と連携をとっていききたい。

区分

19 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：太田市地域活動支援センター利用者に係る市町村負担金

所管課：障害福祉課

公表日：令和3年3月31日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 61 前橋市内の地域活動支援センターの他市利用が相対的に少ないことについて、利用者に対するアンケート調査等を実施し、原因の分析を行うことが望まれる。	市外の地域活動支援センター利用者に対しアンケートを行い、原因について確認した。市外利用者の利用理由として最も多いのが、グループホーム(GH)への入所であった。住所を移さずに他市のGHに入所している、または住所を移していたとしても居住者特例により前橋市が負担をしなければならないため、GHの付近に地域活動支援センターがある場合は、利用率が高くなる。同様に前橋市でも地域活動支援センターの付近にGHができ、今年度については他市利用が4名増えた。以上より、前橋市の地域活動支援センターの利用について、なんらかのハードルがあるわけではないと考える。今後も利用者が市内外にかかわらず、通所したい施設を選択し通えるよう、他市と連携をとっていきたい。

区分

20 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：し尿処理施設維持管理負担金

所管課：ごみ減量課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 63 同様に前橋市公営企業管理者からの通知額による事業である、「雨水処理経費等負担金(雨水処理経費)」や「雨水処理経費等負担金(汚水公費)」を所管している都市計画課においては、前橋市公営企業管理者から決算書の各勘定科目の内訳を入手し、その内容が本通知の内容と合致しているか確認することで、負担すべき金額として請求された金額の妥当性を検討しているとの説明を受けた。所管課として、できる限りの計算根拠の理解と資料の確認を行い、請求額等に誤りがないかどうかの確認を行うことが望まれる。	今年度から、指摘のとおり都市計画課と同様に決算書の各勘定科目の内訳を入手し、負担すべき金額の妥当性をきちんと確認し、支払い事務を行うこととする。

区分

21 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：住宅団地排水処理施設維持管理負担金

所管課：ごみ減量課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 65</p> <p>同様に前橋市公営企業管理者からの通知額による事業である、「雨水処理経費等負担金(雨水処理経費)」や「雨水処理経費等負担金(汚水公費)」を所管している都市計画課においては、前橋市公営企業管理者から決算書の各勘定科目の内訳を入手し、その内容が本通知の内容と合致しているか確認することで、負担すべき金額として請求された金額の妥当性を検討しているとの説明を受けた。所管課として、できる限りの計算根拠の理解と資料の確認を行い、請求額等に誤りがないかどうかの確認を行うことが望まれる。</p>	<p>今年度から、指摘のとおり都市計画課と同様に決算書の各勘定科目の内訳を入手し、負担すべき金額の妥当性をきちんと確認し、支払い事務を行うこととする。</p>

区分

22 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：合併浄化槽補助金事務負担金

所管課：ごみ減量課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 68</p> <p>起案書の作成時点や決裁時点において、各担当者の慎重な確認が求められる。</p>	<p>件名の誤記は起案書の基本事項に係るものであり、定例的な業務であっても入念な確認を行うよう努めたい。</p>

区分

23 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：富士見クリーンステーションに係る地元交付金

所管課：清掃施設課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 70 最終処分場及びごみ処理施設の継続的な稼働を行うために地元住民の理解を得ることは重要であり、地元住民に一定の負担を強いている以上の交付金自体を否定するものではないが、時の経過に伴い、世帯数や稼働状況等が変動する中で、適正な金額についても変動している可能性がある。地元へ敬意を払いつつも金額について定期的に協議を続けていくことが望まれる。	毎年4月に実施される監視員総会開催時に交付金について経緯を説明する。(今年度は新型コロナ感染防止により開催を中止し、資料を全員に配布した。) また、10年ごとに更新する地元協定書の次回更新年度である令和7年度では最終処分場の現況を踏まえ金額について協議する予定である。

区分

24 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：富士見クリーンステーションに係る地元交付金

所管課：清掃施設課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 70 各自治会の収支予算書等を確認するなどして、交付金が適切に使用されているか否かについて、一歩踏み込んだ確認作業が求められる。	各自治会長に主旨を説明し理解を得たうえで、各自治会の通常総会で配布された収支決算書で確認した。(令和2年4月中旬に3自治会すべて確認完了)

区分

25 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：市之木場地区土地総畑かん賦課金

所管課：清掃施設課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 73</p> <p>平成21年富士見村長から総畑かん組合長への回答を基に前橋市としてこれを受け入れるのであれば、市と組合とで改めて内容を確認し、本賦課金を支払うこととする協定等を締結することが望まれる。</p>	<p>組合総会を経たうえで、令和2年4月21日に市と組合との間で畑かん使用に関する協定書を締結した。</p>

区分

26 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：前橋テクノフォーラム実行委員会負担金

所管課：産業政策課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 75</p> <p>重要議案である予算等の決議にあたっては、構成員が対面で議論を行うことができる会議を行うことが好ましい。負担金を拠出する前橋市としても、実行委員会の適正な運営のために指導を行うことが望まれる。</p>	<p>ご指摘のとおり、重要議案の決議等については、構成員による会議で行うことが望ましい。今後適正な運営として、重要議案の決議にあたっては原則会議で行う様に指導していく。</p> <p>なお、令和2年度は左記ご指摘を踏まえて、前橋テクノフォーラム実行委員会の総会が開催されたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度同様に書面決議となった。</p>

区分

27 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：糸都に関する負担金

所管課：にぎわい商業課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 78</p> <p>いかなる過程で増額となったか、協議した日時や協議内容、増額に至った理由などが分かるよう議事録を作成、保存しておく必要がある。</p>	<p>商工会議所とにぎわい商業課の双方で協議し、確認のうえ、それぞれの手続きが進められたものの、当初に商工会議所側からの書類に誤認があり、年度途中での変更となったものである。今回の意見内容を商工会議所に伝え、今後の対応を図る。</p>

区分

28 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：糸都に関する負担金

所管課：にぎわい商業課

公表日：令和3年3月31日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 78</p> <p>例えば、市政情報ページを見た問い合わせ件数を把握する、商工会議所から読者からの反響をヒアリングするなど、商工会議所と協議を行い適切な効果測定を行うことが望まれる。</p>	<p>「糸都」の効果測定する具体的な方法は商工会議所との協議から見出すまでには至っていないが、関係団体と協議し、令和3年度(4～9月⇒4ページ、10月以降⇒0ページ)を持って取りやめる。</p>

区分

29 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：前橋市農業まつり負担金

所管課：農政課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 81 実行委員会に対してより実態に合わせた予算を策定するように指導するとともに、負担金の金額が合理的であるかどうか定期的に検討を行い、その過程を文書として残すことが望まれる。	予算策定段階において、前年度決算を踏まえ実態に則した予算額とすることをJA前橋市事務局へ依頼。負担金額については実行委員会において、当該年度事業予算の承認後、負担金額や、繰越が発生した場合の精算方法等が明記された覚書を毎年度締結することを提案し、7/1開催の実行委員会において了承された。

区分

30 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：前橋市農業まつり負担金

所管課：農政課

公表日：令和3年3月31日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 81 来場者数や利用者数の情報は、事業の効果測定、来期の予算策定に有用な指標であり、より良い事業への改善にも繋がると考えられるため、より正確な人数の把握方法を検討することが望ましい。	R2年度農業まつりは中止となり、事務局内での協議が進められなかったが、今後の農業まつりにおける来場者数、各ブースごとの利用数等把握の為の手法については、R3年度実行委員会開催前に、事務局において協議予定。

区分

31 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：群馬用土地改良区かんばい事業負担金

所管課：農村整備課

公表日：令和3年3月31日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 85</p> <p>合併により引き継いだ負担金であるという事情は考慮しつつも、他の地域との公平性を保つため、今後の負担のあり方について検討することが望まれる。</p>	<p>他地域との公平性を保つため、群馬用土地改良区を通して地元と協議を重ねながら、今後の負担のあり方について検討していきたい。</p>

区分

32 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：中山間地域等直接支払交付金

所管課：農村整備課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 89</p> <p>交付金の周知を図る観点から、前橋市のホームページにて情報を公開することは重要であるが、一方で正確な情報が掲載されることも必要である。ホームページの公開内容について、複数の担当者によるチェックを行い、正確な情報が適切に公開されるよう確認することが望まれる。</p>	<p>ご指摘のあった交付要項については、令和元年10月に修正した情報に差し替え済みである。今後も正確な情報を遅滞なく適切に掲載する。</p>

区分

33 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：大正用土地改良区維持管理費負担金

所管課：農村整備課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 91</p> <p>維持管理費とされている総額2,000千円について、現状において合理的であるかどうか検討する必要がある。また負担割合についても、当算定の基礎値は毎期変動し、年数経過による算定値への影響は大きいと思われるため、現在の負担金額が現状に見合う合理的な金額であるかどうか検討する必要がある。</p> <p>また他の負担金では、覚書や協定書にて負担金の更新頻度が明記されているが、当負担金では規約に明記されていないため、定期的な更新を行うことを検討することが望まれる。</p>	<p>維持管理費については、決算額等を確認したところ合理的であることが確認できたため、今後についても引き続き決算書等で合理性について検証する。</p> <p>協定書に定められた負担割合については、大正用土地改良区へ算定根拠の見直しを依頼したところ、見直しに向けて検討する旨の回答があった。</p>

区分

35 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：天狗岩用水維持管理負担金

所管課：農村整備課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 92</p> <p>上記にも記載の通り、天狗土地改良区の事業報告書を入手し、維持管理費とされている金額と前橋市が負担金として交付している金額が合理的であるかどうかについて、定期的な検証を行うことが望まれる。</p>	<p>意見のとおり、負担金の合理性について定期的に検証する。</p>

区分

36 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：駒寄SIC大型車対応化整備事業に伴う負担金(吉岡町)

所管課：道路建設課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 97 議事録もしくはそれに類する書類を作成し協議内容を記録するとともに、算出の根拠となる数値や参考となる書類を保管しておくことが望ましい。	算出根拠や協議内容については文書化し保管するよう改善する。

区分

37 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：雨水渠工事費等負担金及び合流改善工事費等負担金

所管課：道路管理課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 104 同様に前橋市公営企業管理者からの通知額による事業である、「雨水処理経費等負担金(雨水処理経費)」や「雨水処理経費等負担金(汚水公費)」を所管している都市計画課においては、前橋市公営企業管理者から決算書の各勘定科目の内訳を入手し、その内容が本通知の内容と合致しているか確認することで、負担すべき金額として請求された金額の妥当性を検討しているとの説明を受けた。所管課として、できる限りの計算根拠の理解と資料の確認を行い、請求額等に誤りがないかどうかの確認を行うことが望まれる。	今後は前橋市公営企業管理者に請求額の根拠となる資料の提出を求め、その内容を確認したうえで支払うこととする。

区分

38 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：保存樹木等指定事業に係る奨励金

所管課：公園緑地課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 106</p> <p>書類上に「振込先確認済担当者押印欄」と記載しているのであれば、事務手続等の誤りを防止する観点から、振込先を確認し担当者が押印を行う、という記載通りの事務処理を行うことが望まれる</p>	<p>担当者による口座確認を行った結果、当該箇所を押印を行うものであり、本趣旨に基づき支払い事務を適正に行うこととする。</p>

区分

39 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：保存樹木等指定事業に係る奨励金

所管課：公園緑地課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 106</p> <p>目視をした際に写真撮影をし、保存樹木台帳の写真を更新することで、確認モレの防止や保存樹木等の状態の検証可能性を確保できるものと考えられる。定期的に保存樹木台帳の写真を更新することを検討することが望ましい。</p>	<p>例年全箇所について目視確認を行い、奨励金の支払いを行っているが、令和元年度に紙台帳の写真を更新した。今後は定期的に台帳の現地写真を更新する。</p>

区分

40 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：保存樹木等指定事業に係る奨励金

所管課：公園緑地課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 106</p> <p>現状保存樹木等に関しては、積極的な勧奨もしていないこともあり、指定解除の書類が今後膨大に増える可能性は低いと思われるが、書類を永久保存する必要があるのかを検討し、必要がないのであれば、年限を区切って廃棄することを検討することが望ましい。</p>	<p>古い書類の中では保存樹木の指定解除は、保存年限が「永年」となっていたが、現在は「常用」となっている。今後、解除した保存樹木関係書類については、綴りを分け、「10年」保存することとする。</p>

区分

41 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：保存樹木等指定事業に係る奨励金

所管課：公園緑地課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 106</p> <p>同制度を積極的にPRし、指定対象の保存樹木等を増加させていくことが望ましいと考える。</p>	<p>指定については、保存樹の所有者からの申請が多く、周知が十分とは言えなかった。今後、同制度についてHPなどを活用して、積極的に周知していく。</p>

区分

42 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：公開緑地土地賃借に伴う助成金

所管課：公園管理事務所

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 108</p> <p>既に修正済であることを確認したが、一覧表と原契約との照合を定期的に行うことが望まれる。</p>	<p>契約締結の際に、公開緑地一覧表への必要事項の記載もれがないよう留意するとともに、単年契約の更新手続きの際に一覧表の全体的な確認を行うこととする。</p>

区分

43 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：雨水渠工事費等負担金

所管課：区画整理課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 112</p> <p>同様に前橋市公営企業管理者からの通知額による事業である、「雨水処理経費等負担金(雨水処理経費)」や「雨水処理経費等負担金(汚水公費)」を所管している都市計画課においては、前橋市公営企業管理者から決算書の各勘定科目の内訳を入手し、その内容が本通知の内容と合致しているか確認することで、負担すべき金額として請求された金額の妥当性を検討しているとの説明を受けた。所管課として、できる限りの計算根拠の理解と資料の確認を行い、請求額等に誤りがないかどうかの確認を行うことが望まれる。</p>	<p>今後は前橋市公営企業管理者に請求額の根拠となる資料の提出を求め、その内容を確認したうえで支払うこととする。</p>

区分

48 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：酒井雅楽頭家管弦講の夕べ実施にかかる負担金

所管課：文化国際課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 125</p> <p>委任状は不要式契約とされ、委任者の自署は求められておらず、また実行委員会の押印がなされていることから、代筆であっても法律上の効果としては問題ないと考えられるが、市の職員が会計を担当している場合には、委任者である会長の自署で行われることが望まれる。</p>	<p>平成30年度末で実行委員会が解散し、通帳を解約した。事業は継続しているが、別団体が主催している。なお、主催団体へ補助金として事業費を支出する年度もあるが、市の職員は会計に関与することはない。</p>

区分

49 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：前橋スポーツコミッション負担金

所管課：スポーツ課

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 133</p> <p>負担金の財源は税金であることから、費用対効果を検討し接待の必要性をよく議論した上で、市民が納得できるような予算計上をすることが望ましい。</p>	<p>各実行委員会等が負担金を財源として実施される招聘事業に関して、食糧費及び宿泊費の見直しを行った上で予算計上をしていく。</p>

区分

50 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 前橋スポーツコミッション負担金

所管課: スポーツ課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 133</p> <p>予算計上は1年以上も前に行われるものであり、様々な事業で大きく変動することは想定されることであり、また状況の変化に応じて急遽実施する必要が生じた事業を、他の事業で浮いた予算流用して行うこともやむを得ないと考える。しかし、その事実は明確に報告されるべきであり、差異を分析することによってその事業の要否を検証する必要がある。最終的な会計報告においては、予算計上時と実績と、どのような差が生じたのかを分かるように報告する必要がある。</p> <p>同様の趣旨から、予算を流用した場合には、その予算の流用が分かるようにしておくべきである。当該負担金のように、相手先の事情により事業の実施や規模に影響を受ける場合には、予算の流用はやむを得ないとしても、負担金の財源は市民の税金であることから、当初予定していた負担金がどのように使用されたのかは明らかにする必要がある。また当初予算時とは異なる事業に対して多額の負担金が支出されるような状況が継続するのであれば、当初予算を削減し必要に応じて補正予算で対応することが望ましい。また補正予算申請の際には、差額で必要な金額を示すだけでなく、どのような新規事業を急遽実施することになったのか、具体的に提示を受ける必要があると考える。</p>	<p>最終的な会計報告では、予算差額(開差)内容を明確に報告するとともに急遽実施が必要となった新規事業に関しては具体的な概要等を提示し明確な予算管理を行うこととした。</p>

区分

51 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名: 前橋スポーツコミッション負担金

所管課: スポーツ課

公表日: 令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 133</p> <p>今後もスポーツ課職員が事務局を兼務するのであれば、本市事業とすべきであり、将来的に事務局を市の職員以外が担当するのであれば、前橋スポーツコミッションの人員費相当額を把握し、付け替えを行うべきである。これにより、正しい経費を把握した上で、前橋スポーツコミッションのあり方を検討する必要がある。</p>	<p>人件費等を含めた経費を把握した上で、将来的な事務局の移管に向け調整を始めた。</p>

区分

53 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：農業委員会先進地視察参加負担金

所管課：農業委員会事務局

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 145 参加者が減少している主たる理由として、参加者は農業を営んでおり、3日間という日程の確保が難しいためとの説明を受けた。視察の日程を工夫する等の対応や、それでも参加できなかった農業委員や農地利用最適化推進委員に対し視察で得た知識の共有方法を検討する等、の対応が望まれる。	実際の参加人数は、ほぼ横ばいであるが、今後、各委員から意見を聞き、できる限り多くの委員が参加し、視察の効果を最大限に発揮できるような日程を検討する。また、参加できなかった委員を対象とした情報提供の場を設ける。

区分

54 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：農業委員会先進地視察参加負担金

所管課：農業委員会事務局

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 145 前橋市の負担割合について農業委員会と協議を行い、合理的な算定方法に変更するとともに、その経緯を文書として保管しておくことが望ましい。	負担金の根拠を明確にするとともに、金額を決定するまでの経過を記録する。

区分

55 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：教職員研修にかかわる業務の委託(研修負担金)

所管課：総合教育プラザ

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 150</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条において、中核市の教職員の研修は中核市の教育委員会が行うこととされている趣旨に鑑みると、群馬県に委託している一部の研修についても、教職員等にアンケート等を実施するなど一定の効果測定を行い、教職員の要望等を研修内容に反映するよう群馬県と協議することにより、前橋市が教職員研修により主体的に関わることが望ましい。</p>	<p>群馬県に委託している研修については、群馬県総合教育センターより研修アンケートをいただき、協定を締結する際の委託研修選定の資料とすることとした。昨年度末より実施し、令和2年度の研修選定に反映させている。</p>

区分

56 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：消火栓整備事業負担金

所管課：消防局

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 152</p> <p>実質的には、「消火栓設置等の工事費用＝水道法で規定されている補償相当額」との解釈により工事費用を負担しているとのことであるが、負担金の算定根拠には客観性や明確性が要求されること、及び水道法第24条第2項において「水道事業者との協議により」と規定されていることから、「相当額の補償」について、市は市水道局と協議を行い、消火栓の設置及び管理費用等に関する協定書を締結することが望ましいと考える。</p>	<p>公営企業管理者(水道事業者)と消火栓の設置及び管理費用に関する協定を締結した。(締結日：令和2年4月22日)</p>

区分

60 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：消防団運営交付金

所管課：消防局

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 154</p> <p>市は消防団各部に対し、「前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領」に従い、現金を受領した団員から受領印の徴収を徹底するように指導するか、実態に応じて「各参加者から署名又は受領印を徴収する」等規定の変更をすることが望ましい。</p>	<p>「前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領」を一部改正し「署名又は受領印」を徴収する旨を明記し、消防団に周知した。</p>

区分

61 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：消防団運営交付金

所管課：消防局

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 154</p> <p>交付金算定根拠は客観的であるべきであり、規定について解釈の余地が生じるのは望ましくないため、市は「前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領」を見直し、算定根拠を明確に定めるべきである。</p> <p>ところで、平成28年度から平成30年度までの各年度開始時点(4月1日)の消防団員の実員数は平成28年度1,157人、平成29年度1,142人、平成30年度1,140人で減少傾向にある。一方、いずれの年度においても条例定数は1,320人であることから、各年度において同額の団員運営費が支給されている。市は適正な交付金の運用や消防団各部の実態に合った配分基礎額の算定を行うため、団員運営費の算出基礎について、消防団員の「条例定数」ではなく、「実員数」によることを検討することが望ましい。</p>	<p>運営交付金は消防団活動に伴う支出に充てられるが、団員数が少ないからといって活動も少ないという性質ではなく、人数に関係なく全ての分団(部)が消防団活動を行っているため、実員で交付をすると、消防団活動に伴う費用が不足する可能性があるため、引き続き条例定数にて算出することとし、「前橋市消防団運営交付金の取扱いに関する要領」を改正し、算出根拠は条例定数による旨を明記した。</p>

区分

63 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：消防団運営交付金

所管課：消防局

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 154</p> <p>交付金は公金であり、その原資は市民の税金である以上、その用途については十分な説明責任が果たされるべきである。市は女性消防隊が研修旅行等を実施する場合には、研修旅行の目的、研修場所、工程表、参加人数、研修成果等を記載した研修報告書を作成するよう指導し、当該報告書の内容を公益性、経済性、有効性の点から精査した上で、収入支出報告書等を承認すべきである。また、「女性消防隊運営交付金の取り扱いに関する要領」によれば、女性消防隊運営交付金の算出基礎は隊員一人当たり年間10,000円と規定されているが、市は女性消防隊運営交付金女性消防隊の活動実態や交付金繰越残高を考慮した上で、女性消防隊の活動に真に必要な経費を負担する交付金額となるように、女性消防隊運営交付金の取り扱いに関する要領及び交付金算出基礎を定期的に見直すことが望ましい。</p>	<p>研修に係る支出について、今後は研修成果等を記載した報告書を求めることとした。</p> <p>また、交付金額を隊員一人当たり年間9,000円に減額し、各地区「女性消防隊運営交付金の取扱いに関する要領」を改正した。</p>

区分

64 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：城南分署移転新築事業に伴う舗装復旧工事の負担金

所管課：消防局

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 164</p> <p>起案書等の修正にあたり、改竄等を防止する観点から安易に修正テープを使用すべきでない。押印が不鮮明になったり日付を誤ったりした場合は、印の角度を変えて重ねて押印することで消印し、正しい印を消印したものと重ならないように押印する、等の方法で修正することが望ましい。</p>	<p>公文書の重要性及び適正に取扱う必要性について係内で再確認を行い、今後は決裁欄に修正テープや修正液等は使用しないよう十分に注意を払い、再発防止の徹底に努めることとした。</p>

区分

65 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：指導救命士養成研修負担金

所管課：消防局

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 166</p> <p>従来は医師による教育が必須とされ研修費用も多くかかっていたが、令和元年度よりメディカルコントロール協議会の医師が認めた内容の研修であれば、医師が不在であっても教育できる体制になり、組織内で研修を完結できることとなった。上記のことを鑑みて指導救命士の配置計画を見直し、経済性、効率性を考慮した上で、指導救命士のさらなる増員等の可否を検討することが望ましい。</p>	<p>現在は救急業務を統括する主管課と、細部の教育に柔軟に対応するための消防署に配置された指導救命士により教育体制の管理ができていたため、現状の人数を維持していきたいと考える。また今後については、退職者や救急業務に携わらなくなった管理職等が発生した場合の補充は必要であり、救急救命士の資格を有する職員の増加や、救急業務の高度化に対応するための教育体制の見直しが必要となった時には増員を検討する必要がある。</p>

区分

66 個別の負担金・交付金等に関する監査の結果及び意見

意見

指摘事項名：群馬県消防協会前橋支部負担金(消防団員分)

所管課：消防局

公表日：令和2年8月6日

意見(改善案)	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 170</p> <p>各年度において歳出費の金額に差異があること、また各年度において一定の繰越残高があることから、市は各年度において群馬県消防協会前橋支部から事業計画や予算書等入手し、交付先団体の活動実態や歳出費目等を考慮の上、経済性の点から会費負担金の単価について定期的に見直しを図ることが望ましい。</p>	<p>群馬県消防協会前橋支部では隔年で大型事業(ポンプ操法大会)を実施しており、事業運営のために一定の繰越金が必要であることと群馬県消防協会の事業に協力していく上で必要な金額であるため、群馬県消防協会前橋支部設置要綱を改正し、算出根拠を明記した。</p>